○高知県農業技術センター種苗配付規程

平成３年４月１日告示第204号の４

改正

平成15年４月１日告示第230号

平成18年５月２日告示第397号

平成19年４月１日告示第251号

平成27年４月１日告示第190号

平成30年３月23日告示第285号

高知県農業技術センター種苗配付規程を次のように定める。

高知県農業技術センター種苗配付規程

（種苗の配付）

第１条　高知県農業技術センター所長、高知県農業技術センター果樹試験場長及び高知県農業技術センター茶業試験場長（以下「所長等」という。）は、この規程の定めるところにより、その生産した次に掲げる種苗を県内の農業者又は生産者団体（代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）に、時価に相当する代価をもって配付することができる。ただし、種苗法（平成10年法律第83号）に基づく高知県の出願品種（同法第４条第１項に規定する「出願品種」をいう。）及び高知県が育成者権者（同法第19条に規定する育成者権を有する者をいう。）である登録品種（同法第20条第１項に規定する「登録品種」をいう。）の種苗並びにこれらの品種の原種（一代雑種の親品種を含む。以下この項において同じ。）の種苗にあっては高知県がその利用を許諾する生産者団体に、稲、麦類及び大豆の県内に普及すべき優良な品種の原種の種苗にあっては当該農作物の種子を生産する高知県内の生産者団体に配付する。

（１）　稲、麦類、大豆及び雑穀類の種子

（２）　野菜及び花きの種苗

（３）　果樹の穂木

（４）　茶樹の苗木

２　前項の規定にかかわらず、試験研究用に供する場合又は所長等が特に必要があると認める場合は、同項各号に掲げる種苗を無償で配付することができる。

（同一人に対する配付数量の制限）

第２条　所長等が、前条第１項の規定により配付することができる種苗の数量は、次の各号に掲げる種苗ごとに当該各号に定める数量とする。ただし、配付先が生産者団体である場合又は所長等が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（１）　稲、麦類、大豆又は雑穀類の種子　１品種につき10アールの田畑に要する数量以内

（２）　野菜又は花きの種苗　１品種につき１アールの田畑に要する数量以内

（３）　果樹の穂木　１品種につき50本以内

（４）　茶樹の苗木　１品種につき1,000本以内

（公告）

第３条　所長等は、第１条第１項の規定により配付する種苗の種類、品種、数量、価格、申請受付期間及び配付の方法を定め、これを公告するものとする。ただし、同項ただし書に規定する種苗については、この限りでない。

（配付申請）

第４条　種苗の配付を受けようとする者は、別記第１号様式による種苗配付申請書を申請受付期間内に所長等に提出しなければならない。

（配付先等の決定等）

第５条　所長等は、申請受付期間内に受理した申請に係る種苗の品種別の総量が、当該品種の生産数量を超える場合にあっては、当該品種の栽培地の適否、適正な配付方法等を勘案して、配付先、数量、時期、方法等を決定し、その旨を別記第２号様式による種苗配付決定通知書により当該申請者に通知しなければならない。

２　前項に規定する場合のほか、第１条第１項ただし書又は第２条ただし書の規定により所長等が配付先、数量等を決定したときも同様とする。

（代金の前納）

第６条　前条の規定により通知を受けた者（以下「配付決定者」という。）は、指定された期限内に代金を高知県に納付しなければならない。

（運賃の負担区分）

第７条　配付する種苗の運賃は、配付決定者の負担とする。

（種苗の引渡し）

第８条　種苗は、高知県農業技術センター、高知県農業技術センター果樹試験場及び高知県農業技術センター茶業試験場において引き渡すものとし、当該引渡しは、配付決定者に引き渡した時又は配付決定者の申請に基づき運送業者に引き渡した時をもって終了したものとする。

（受領書の提出）

第９条　配付決定者は、種苗の引渡しを受けたときは、別記第３号様式による配付種苗受領書を速やかに所長等に提出しなければならない。

（報告）

第10条　所長等は、種苗の配付を受けた者に対し、当該配付種苗の栽培成績の報告を求めることができる。

（都道府県等の試験研究機関への配付）

第11条　所長等は、試験研究のため特に必要があると認める場合は、他の都道府県等の試験研究機関の長の求めに応じ、この規程の定めるところに準じて種苗を配付することができる。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成３年４月１日から施行する。

（他の告示の廃止）

２　高知県農業試験場種苗配付規程（昭和36年４月高知県告示第259号）は、廃止する。

附　則（平成15年４月１日告示第230号）

この告示は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成18年５月２日告示第397号）

この告示は、平成18年５月２日から施行する。

附　則（平成19年４月１日告示第251号）

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月23日告示第285号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

別記

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

高知県農業技術センター　　長　様

住　所

氏　名　　㊞

（生産者団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

種　苗　配　付　申　請　書

種苗の配付を受けたいので、高知県農業技術センター種苗配付規程第４条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　種類

２　品種

３　数量（高知県農業技術センター種苗配付規程第２条各号に定める数量を超える場合は、その理由を記入してください。）

４　使用目的

５　受領方法

注　宅配により受領する場合は、送料着払いとし、「５　受領方法」欄に送付先の氏名、住所及び電話番号並びに依頼運送業者名及び運送店名を記入してください。

第２号様式（第５条関係）

年　　月　　日

様

高知県農業技術センター　　長　　㊞

種 苗 配 付 決 定 通 知 書

　　年　　月　　日付けで申請のありました　　年度の種苗配付については、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1　種類

2　品種

3　数量

4　代金（消費税込み）

5　支払方法

6　配付時期（事前に連絡いただければ、変更が可能です。）
　　年　　月　　日

7　配付方法及び配付場所

8　配付時に必要なもの

第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

高知県農業技術センター　　長　様

住　所
氏　名　　㊞
（生産者団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

配　付　種　苗　受　領　書

年　　月　　日付けで配付決定通知のありました種苗については、下記のとおり受領しました。

記

１　種類

２　品種

３　数量